

平成 30 年 10 月以降の地域別最低賃金が決定

～ 東京都は 985 円（前年比+27 円） ～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した平成 30 年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。

答申された改定額は、各都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

【平成 30 年度の改定ポイント】

- 改定額の全国加重平均額は 874 円（昨年度 848 円）。
- 全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大。
- 最高額は東京都の 985 円（前年比+27 円）、2 位は神奈川県
の 983 円（同+27 円）、3 位は大阪府の 936 円（同+27 円）。
最低額は鹿児島県の 761 円（前年比+24 円）、次いで青森・岩手・
秋田・鳥取・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・沖縄の 11 県が
762 円。
- 最高額（東京都 985 円）に対する最低額（鹿児島県 761 円）の比率
は 77.3%（昨年度は 76.9%。この比率は 4 年連続の改善）、引上げ額
の最高（27 円）と最低（24 円）の差が 3 円に縮小（昨年度は 4 円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える
引上げ額が 23 県あった（平成 27 年度以降最多。昨年度は 4 県）。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL：03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレバ - コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>